

ありがとうデイサービス

運営規程（指定地域密着型通所介護）

（事業の目的）

第1条 株式会社QOLサービスが開設するありがとうデイサービス（以下「事業所」という）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態等の利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の提供にあたっては、事業所の従業者は、利用者の心身の特性・居宅での生活状況等を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、心身機能・生活機能の維持・向上を目指し、利用者の社会的孤立感の解消及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス及び地域住民等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 ありがとうデイサービス
- ② 所在地 広島県福山市春日町浦上 1203 番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1） 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2） 生活相談員 1 名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるように、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関と連携し必要な調整を行う。また、利用者の地域での暮らしを支えるため、地域の集まりなどに参加し、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

（3） 介護職員 2 名以上

介護職員は、サービスの提供に当たり、利用者の心身の状態等を的確に把握し、適切な介 助を行う。

（4） 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するために機能訓練等を行う。

（5） 看護職員 1 名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な措置を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営 業 日 月曜日から土曜日までとする。

営 業 時 間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

そ の 他 の 休 日 日曜日、年末年始(12月30日～1月3日)、お盆(8月13日～15日)

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 利用定員は15名(指定介護予防相当通所事業の定員含む)

(指定地域密着型通所介護の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は、次に掲げる者のうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 送迎
- ② 健康チェック
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 食事の提供
- ⑤ 入浴
- ⑥ アクティビティ活動 など

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ① 食費の提供に要する費用については、実費相当額を徴収する。
- ② おむつ代については実費相当額を徴収する。
- ③ 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎費用は、通常の実施地域を越えた地点から、1kmあたり20円徴収する。
- ④ その他、利用者が負担することが適当と認められるその他の日常生活費(教養娯楽にかかる材料費等)については実費相当額を徴収する。
- ⑤ サービス実施記録等の複写物の交付についてはコピー代として1枚につき実費を徴収する。
- ⑥ 前5項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族等の緊急連絡先に連絡するとともに、必要に応じて緊急車両の要請等の措置を講じる。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 10 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（通常の事業の実施地域）

第 11 条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市（引野町、幕山台、大谷台、坪生町、春日台、蔵王町、南蔵王町、大門町、日吉台、伊勢ヶ丘、春日町、青葉台、能島 ）の地域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第 12 条 利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業員に連絡し、心身の状況に応じたサービス提供を受けるよう留意する。

（非常災害対策）

第 13 条 事業所は、非常災害に備えて防火管理についての責任者を定め、消防訓練、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、年に 2 回避難・救出等訓練を行う。また、訓練の際は地域住民等との連携に努めるものとする。

（地域との連携等）

第 14 条 事業所はその運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（衛生管理等）

第 15 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（苦情処理）

第16条 指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(地域との連携等)

- 第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
 - 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

(身体拘束)

- 第20条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。
やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ

を得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 21 条 事業所は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の有資格者等を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、事業所は従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。

採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

継続研修 年 2 回

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 Q O L サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

適切な地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の作成、定期的な研修、訓練を実施するものとする。

事業所は、感染症の予防及びまん延を防止するための指針を整備し、対策を検討する委員会を概ね 6 か月に 1 回以上開催し、その結果を従業者に周知する。事業者は、従業者に対し、定期的な研修及び訓練を実施するものとする。

附則

この規定は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

平成 17 年 10 月 1 日から一部改正する。平成 18 年 4 月 1 日から一部改正する。
平成 19 年 4 月 1 日から一部改正する。平成 19 年 7 月 1 日から一部改正する。
平成 21 年 4 月 1 日から一部改正する。平成 22 年 3 月 15 日から一部改正する。
平成 23 年 4 月 1 日から一部改正する。平成 23 年 6 月 1 日から一部改正する。
平成 23 年 11 月 1 日から一部改正する。平成 24 年 4 月 1 日から一部改正する。
平成 25 年 1 月 4 日から一部改正する。平成 25 年 4 月 1 日から一部改正する。
平成 25 年 9 月 16 日から一部改正する。平成 25 年 11 月 1 日から一部改正する。
平成 26 年 4 月 1 日から一部改正する。平成 26 年 7 月 1 日から一部改正する。
平成 26 年 8 月 1 日から一部改正する。平成 26 年 9 月 1 日から一部改正する。
平成 27 年 1 月 1 日から一部改正する。平成 27 年 3 月 1 日から一部改正する。
平成 27 年 4 月 1 日から一部改正する。平成 27 年 5 月 1 日から一部改正する。
平成 27 年 8 月 1 日から一部改正する。平成 28 年 4 月 1 日から一部改正する。
平成 28 年 6 月 1 日から一部改正する。平成 29 年 4 月 1 日から一部改正する。
平成 30 年 4 月 1 日から一部改正する。平成 30 年 6 月 1 日から一部改正する。
平成 30 年 8 月 1 日から一部改正する。平成 30 年 10 月 1 日から一部改正する。
令和元年 5 月 1 日から一部改正する。令和元年 8 月 1 日から一部改正する。
令和 2 年 5 月 1 日から一部改正する。令和 3 年 1 月 1 日から一部改正する。
令和 3 年 4 月 1 日から一部改正する。令和 4 年 5 月 1 日から一部改正する。
令和 7 年 1 月 1 日から一部改正する。

ありがとうデイサービス 運営規程（介護予防相当通所事業）

（事業の目的）

第1条 株式会社 QOL サービスが開設するありがとうデイサービス（以下「事業所」という）が行う介護予防相当通所事業（以下「相当事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態等の利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の提供にあたっては、事業所の従業者は、利用者の心身の特性・居宅での生活状況等を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、心身機能・生活機能の維持・向上を目指し、利用者の社会的孤立感の解消及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービス及び地域住民等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名称 ありがとうデイサービス

②所在地 広島県福山市春日町浦上 1203 番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるように、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関と連携し必要な調整を行う。また、利用者の地域での暮らしを支えるため、地域の集まりになどに参加し、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 介護職員 1名以上

介護職員は、サービスの提供に当たり、利用者の心身の状態等を的確に把握し、適切な介助を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(5) 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な措置を行う。

(6) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、利用者の栄養状態を把握し、栄養改善サービス等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営 業 日 月曜日から土曜日までとする（祝日も営業）
- ② 営 業 時 間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする
- ④ そ の 他 の 休 日 日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）、お盆（8月13日～15日）

(相当事業の利用定員)

第6条 相当事業の利用定員は通所介護事業も含めて15名とする。

(相当事業の内容及び利用料等)

第7条 相当事業の内容は次のとおりとする。

- ⑤ 送迎
- ⑥ 健康チェック
- ⑦ 日常生活動作の機能訓練
- ⑧ 食事の提供
- ⑨ 入浴
- ⑥ アクティビティ活動

(利用料とその他の費用の額)

第8条 相当事業を提供した場合の利用料金、福山市長が定める額とし、当該相当事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担額はその1～3割の額とする。

- ① 食費の提供に要する費用については、実費相当額を徴収する。
- ② おむつ代については、実費相当額を徴収する。
- ③ 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎費用は、通常の実施地域を越えた地点から、1kmあたり20円を徴収する。
- ④ その他、利用者が負担することが適当と認められるその他の日常生活費（教養娯楽にかかる材料費等）については実費相当額を徴収する。
- ⑤ サービス実施記録等の複写物の交付については、コピー代として1枚につき実費を徴収する。
- ⑥ 前5項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族等の緊急連絡先に連絡するとともに、必要に応じて救急車両の要請等の措置を講じる。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、担当者を決め、対策を検討する委員会を定期的に開催し、虐待防止のための指針を整備する。事業所は地域密着型通所介護従業者に対

して定期的な研修を実施する。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市（引野町、幕山台、大谷台、坪生町、春日台、蔵王、南蔵王町、大門町、日吉台、伊勢ヶ丘、春日町、青葉台、能島 ）の地域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 12 条 利用者は相当事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を、従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、非常災害に備えて防火管理について責任者を定め、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、年に 2 回避難・救出等その他必要な訓練を行う。また訓練の際は地域住民等との連携に努めるものとする。

(地域との連携等)

第 14 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う地域との交流に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 事業所は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の有資格者等を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、業務体制を整備するものとする。

①採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

②継続研修 年 2 回

- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 QOL サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- (5) 適切な介護予防相当事業の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。
- (6) 事業所は、感染症や災害等が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の作成、定期的な研修、訓練を実施するものとする。
- (7) 事業所は、感染症の予防及びまん延を防止するための指針を整備し、対策を検討する委員会を概ね 6 か月に一回以上開催し、その結果を従業者に周知する。事業者は、従業者に対し、定期的な研修及び訓練を実施するものとする。

(

(利用回数及び利用時間)

第 16 条 事業の利用回数及び利用時間は、次のとおりとする。

(ア) 事業対象者及び要支援 1 認定者は、概ね週 1 回の利用とする。

(イ) 要支援 2 認定者は、概ね週 2 回の利用とする。

附則

この規定は、平成 16 年 1 月 1 日から改正する。

平成 17 年 10 月 1 日から一部改正する。

平成 18 年 4 月 1 日から一部改正する。 平成 19 年 4 月 1 日から一部改正する。

平成 19 年 7 月 1 日から一部改正する。 平成 21 年 4 月 1 日から一部改正する。

平成 22 年 3 月 15 日から一部改正する。平成 23 年 4 月 1 日から一部改正する。

平成 23 年 6 月 1 日から一部改正する。 平成 23 年 11 月 1 日から一部改正する。

平成 24 年 4 月 1 日から一部改正する。 平成 25 年 1 月 4 日から一部改正する。

平成 25 年 4 月 1 日から一部改正する。 平成 25 年 9 月 16 日から一部改正する。

平成 25 年 11 月 1 日から一部改正する。平成 26 年 4 月 1 日から一部改正する。

平成 26 年 7 月 1 日から一部改正する。 平成 26 年 8 月 1 日から一部改正する。

平成 26 年 9 月 1 日から一部改正する。 平成 27 年 1 月 1 日から一部改正する。

平成 27 年 3 月 1 日から一部改正する。 平成 27 年 4 月 1 日から一部改正する。

平成 27 年 5 月 1 日から一部改正する。 平成 27 年 8 月 1 日から一部改正する。

平成 28 年 4 月 1 日から一部改正する。 平成 28 年 6 月 1 日から一部改正する。

平成 29 年 4 月 1 日から一部改正する。 平成 30 年 4 月 1 日から一部改正する。

平成 30 年 6 月 1 日から一部改正する。 平成 30 年 8 月 1 日から一部改正する。

平成 30 年 10 月 1 日から一部改正する。令和元年 5 月 1 日から一部改正する。

令和元年 8 月 1 日から一部改正する。 令和 2 年 5 月 1 日から一部改正する。

令和 3 年 1 月 1 日から一部改正する。 令和 3 年 3 月 1 日から一部改正する。

令和 3 年 4 月 1 日から一部改正する。 令和 4 年 5 月 1 日から一部改正する。

令和 7 年 1 月 1 日から一部改正する。